

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告示 肥料の登録
肥料の登録の有効期間の更新
- 鳥獣保護区の設定
- 銃猟禁止区域の設定
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (四件)
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- ◆ 教委規則 現業職員との給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◆ 公告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告示

鳥取県告示第八百三十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、
次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の姓名
鳥取県 第四一二号	赤碕町梨 複合肥料	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・六 うちアンモニア性窒素 三・六 うち可溶性りん酸 三・〇 うち水溶性りん酸 三・六 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 六・六	東伯郡赤碕町赤碕 一九九七の一 赤碕町農業協同組合 組合長 森山忠久 理事
鳥取県 第四二二号	佐治梨 複合肥料	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・二 うちアンモニア性窒素 四・二 うち可溶性りん酸 二・二 うち水溶性りん酸 一・八 加里全量 六・〇 うち水溶性加里 五・七	八頭郡佐治村字加瀬木 一三〇番地 佐治村農業協同組合 組合長 岡村末広 理事
		窒素全量 八・〇 うちアンモニア性窒素 六・一	岩美郡福部村大字細川 六〇六の一

鳥取県 第四一三三号	福部梨 複合肥料	りん酸全量 一七・〇 うち可溶性りん酸 一五・五 うち水溶性りん酸 一四・〇 加里全量 五・〇 うち水溶性加里 四・〇	福部村農業協同組合 組合長 安田豊晴 理事
鳥取県 第四一四号	河原梨 複合肥料	窒素全量 八・〇 うちアンモニア性窒素 五・〇 りん酸全量 六・〇 うち可溶性りん酸 四・五 うち水溶性りん酸 三・四 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 六・八	八頭郡河原町字渡一木 三五〇の二一 河原町農業協同組合 組合長 横川光夫 理事

鳥取県告示第八百三十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
	窒素全量 りん酸全量	五・〇 七・〇	東伯郡東郷町大字田畑 二二番地

鳥取県 第三七六号	東郷梨 複合肥料 二号	加里全量 五・〇 うち水溶性加里 四・八	東郷農業協同組合 組合長 清水滋雄 理事
鳥取県 第三八四号	三朝梨 複合肥料	窒素全量 八・〇 うちアンモニア性窒素 四・七 りん酸全量 八・〇 うち可溶性りん酸 五・七 うち水溶性りん酸 五・一 加里全量 八・〇 うち水溶性加里 七・八	東伯郡三朝町大字本泉 三七一 三朝町農業協同組合 組合長 徳田文市 理事
鳥取県 第三八五号	ぶどう 尿素入り 複合肥料	窒素全量 七・〇 うちアンモニア性窒素 三・一 りん酸全量 五・〇 加里全量 五・〇 うち水溶性加里 四・三	東伯郡北条町大字国坂 四七九番地 北条町 果実農業協同組合 組合長 前田守正 理事
鳥取県 第三八六号	大栄梨 複合肥料	窒素全量 六・〇 うちアンモニア性窒素 二・九 りん酸全量 七・〇 うち可溶性りん酸 二・九 うち水溶性りん酸 二・三 加里全量 七・〇 うち水溶性加里 六・五	東伯郡大栄町由良宿 五六一番地 大栄町農業協同組合 組合長 福山 豊 理事

鳥取県 第三八八号	舍人梨 複合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち水溶性加里	四・〇 六・〇 六・〇 五・六	東伯郡東郷町方地 一〇六七番地 舍人農業協同組合 組合長 伊藤 幸 理事 伊藤 幸
--------------	-------------	----------------------------------	--------------------------	---

鳥取県告示第八百三十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八條ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示し、昭和四十三年十月鳥取県告示第七百十八号（鳥獣保護区の設定について）は、廃止する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及び面積
	東伯郡三朝町三徳地内の合谷神社の参道と 県道鳥取鹿野倉吉線との交点を起点として、 同点から同県道を東方に進み、三徳国有林七 林班い小班及びろ小班的東側の民有林との境 界に至り、同境界線を南方に進み、同ろ小 の南端に至り、同点から尾根づたいに南西に 進み、七林班は小班的の北端に至り、同点から 七班は小班と八林班と小班との東側境界線（	

三徳山鳥
獣保護区

山道神倉越）を南方に進み、三角点（三徳山七〇〇メートル）に至り、同点から八林班と小班と同じ小班的の境界線を南に進み同へ小班的の南端に達し、同点から八林班と民有林との境界を北西方に進み、山道神倉越に至り、同山道を南西方に進み、県道神倉松崎線との交点に至り、同点から県道を西方に進み、東小鹿地内の通称大谷に懸るカワラ橋に至り、同谷を通称カワラ川の右岸に沿って北東方に進み、同谷と差助谷との交点で山道大石谷に至り、同点から同山道を北東に進み、本山頭（通称旗谷頭）に至り、同点から山道旗谷頭を北西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十八年十一月一日から昭和五十八年十月三十一日まで
三八〇 ha

西郷野鳥
愛護林

倉吉市下余戸地内にある倉吉市立西郷小学校校庭の南西端を起点とし、同点から山すそに沿って北東方に進み、下余戸字大谷三三七番地の四八と三三七番地の四九との地番界に至り、同地番界を北西方に進み、尾根に至り、尾根を南に進み、下余戸部落に下る通称大日山道に至り、同山道を耕地境まで西方に進み、同点から耕地と山林との境界を南方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

昭和四十八年十一月一日から昭和五十三年十月三十一日まで
一二 ha

鳥取県告示第八百四十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区 域	期 間	面 積
大平山銃猟禁止区域	倉吉市上井地内、地赤峠で県道倉吉青谷線と倉吉市東郷町の境界線とが交差する点を起点とし、同点から同市町界を北方に進み、大平山林道に至り、さらに同市町界に沿って大平山林道を北方に進み、同林道と福庭部落からの長谷農道との分岐点に至り、同点から同農道を南西方に進み、通称山根越山道との交差点に至り、同点から同山道を南方に進み、海田部落からの長谷農道との交差点に至り、同点からさらに南方金比羅院裏に通づる谷に沿って進み、金比羅院内西境に至り、さらに同院境内西境に沿って南方に進み、農道大平山線に至り、同農道を東方に進み、	昭和四十八年十一月一日から昭和五十八年十月三十一日まで	二二二ha

報 国 銃 猟 禁 止 区 域	期 間	面 積
<p>県道倉吉青谷線を通つて起点に至る線で囲まれた一円的地域</p> <p>西伯郡中山町報国地内の町道住吉萩原線と開拓道路の交差点（市橋正行宅の裏）を基点とし、同点から開花道路に沿つて東に進み、町道石井垣報国線に交差し、同町道を南方に約七〇メートル進んだ地点より東南に約六〇メートル進み、畑と山林の境界に至り、同境界に沿つて南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区の境界に至り、同境界線を東方に進み、中山財産区との境界に至り、中山財産区と大管別荘分譲地の境界に沿つて南方に進み、町道住吉萩原線との交差点に至り、同町道を北方に進み、大管別荘分譲地の北側の境界点に至り、同境界点から畑と山林との境界の山道を西方に約一〇〇メートル進み、谷間の山道に至り、この山道を北に進み、堤の北側に至り、さらに畑と山林との境界の農道を北に進み、基点西側の農道との交差点に至り、同農道を東方に進み、基点に至る線で囲まれた一円の地域</p>	昭和四十八年十一月一日から昭和五十八年十月三十一日まで	一一二ha

蒜山大山ス
カイルイン
銃猟禁止区
域

江府町御机地内の県道如来原倉吉線と笠原良原開拓道分岐点を基点とし、同基点から県道如来原倉吉線を北東に進み、蒜山大山有料道路との交差点に至り、同点から蒜山大山有料道路を南東に進み、鳥取県と岡山県との県境（見返峠）に至り、同県境を南方に進み、通称鬼面台三角点八六九メートルに至り、同三角点から北西方に進み、町道下蚊屋笠原線と笠原良原開拓道路との交差点に至り、同交差点から笠原良原開拓道路を北西方に進み、基点に至る線

昭和四十八年十月一日から昭和五十八年十月三十一日まで

二四〇ha

鳥取県告示第八百四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ヶ鼻国有林（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

学校用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十二号

昭和四十八年十月八日付で気高郡気高町大字飯里一一三番地山本文夫ほか十五人の者から申請のあつた五本松土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三十一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

気高町役場

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十三号

昭和四十八年九月十八日付で江府町長から申請のあつた土地改良(俣野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十四号

昭和四十八年十月五日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(横手地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十五号

昭和四十八年十月五日付で三朝町長から申請のあつた土地改良(砂原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十六号

昭和四十八年一月十二日付で西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(みとろぎ地区農地造成)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地

西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十七号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良(吉定地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百四十八号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(西坪地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百四十九号

日吉津村長から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農業用排水)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十三号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 給料の調整を行なう職は、別表第一の二給料の調整額表の上欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の中欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員の給料月額に調整基本率百分の四を乗じて得た額にその者について同表の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第三条第三項中「鳥取県条例第三号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 職員が次の各号に定める等級号給以上の号給又は給料月額を受けるに至つた場合において、その昇給期間を経過したときは、それぞれ一等級上位の職務の等級に昇格させることができる。

一 一等級三十号給

二 二等級二十三号給

5 前項の規定により職員を昇格させる場合におけるその者の号給又は給料月額は、給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける者の例による。

第三条第六項を削り、同条第七項中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同項を同条第六項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現 業 職 給 料 表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	43,500	—
2	105,500	44,800	40,200
3	109,800	46,100	41,400
4	114,100	47,500	42,600
5	118,400	49,300	43,500
6	122,800	51,300	44,800
7	127,200	53,500	46,100
8	131,600	55,600	47,500
9	136,100	57,800	49,300
10	140,600	60,400	51,300
11	145,100	63,000	53,400
12	149,300	65,600	54,800
13	153,500	68,200	57,800
14	157,700	70,800	60,400
15	161,900	76,400	63,000
16	165,500	79,500	65,600
17	169,100	82,600	68,200
18	171,900	85,400	70,800
19		88,200	76,400
20		95,000	79,500
21		98,600	82,600
22		102,200	85,400
23		105,800	88,200
24		109,400	91,000
25		117,000	93,800
26		121,200	96,600
27		125,400	99,000
28		129,600	101,400
29		133,700	103,700
30		137,700	106,000
31		141,700	108,000
32		145,700	110,000
33		149,100	111,500
34		152,400	
35		155,000	

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の一

給料の調整額表

勤務箇所	職	名	調整数
盲学校 ろう 学校 養護学校	自動車整備士、運転士、ボ イラ技士及び現業主事	ボ	一

別表第二を次のように改める。

別表第二

職務の等級分類基準

職務の等級	職、務の等級に含まれる職務
特一等級	相当長期の経験を有する自動車整備士の職務
一等級	自動車整備士の職務
二等級	運転士、ボイラ技士及び現業主事の職務

別表第三の表中

三七、五〇〇円

を

四四、八〇〇円

に

三四、四〇〇円

を

四一、四〇〇円

に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用す

る。

(特定の号給の切替え等)

2 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第一特定の号給の切替表(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間。次項及び附則第四項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

3 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同日二日以後であるときは同年十月一日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の給与規則」という。)第三条第六項の規定によりその例に

よることとされている職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。）第四条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

一 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間）

二 旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号給等の切替え等）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員（以下「最高号給等職員」という。）で切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額（以下「旧号給等」という。）が附則別表第二最高号給等職員の切替表（以下「特定切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている号給又は給料月額であるもの（以下「特定最高号給等職員」という。）のうち、旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員及び旧号給等が同欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員で切替日において旧号給等を受けていた期間（教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間。次項並びに附則第七項第二号及び第四号

において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給又は給料月額は、旧号給等に対応する特定切替表の新高給等欄に定める号給又は給料月額とする。

6 特定最高号給等職員のうち、旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員で切替日において旧号給等を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものの切替日における給料月額は、旧号給等に対応する特定切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額とし、その職員は、切替日から起算して特定切替表の期間欄の左欄に定める期間と切替日において旧号給等を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号給等に対応する特定切替表の新高給等欄に定める号給を受けるものとする。

7 附則第五項の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後の最初の昇給規定（改正後の給与規則第三条第六項の規定によりその例によることとされている給与条例第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。）の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間（教育委員会の定める職員にあつては、教育委員会の定める期間を増減した期間。第三号、第五号及び第六号において同じ。）のうち十二月をこえない期間

- 二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間から当該旧号給等に対応する特定切替表の期間欄の左欄（旧号給等を受けていた期間が九月以上である職員にあつては、右欄）に定める期間を減じた期間が九月以上である職員にあつては、右欄）に定める期間を減じた期間
- 三 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのない号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間のうち十八月をこえない期間
- 四 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員のうち旧号給等が特定切替表の期間欄に期間の定めのある号給又は給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間から当該旧号給等に対応する特定切替表の期間欄の左欄（旧号給等を受けていた期間が九月以上である職員にあつては、右欄）に定める期間を減じた期間
- 五 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員（次号に掲げる職員を除く。） 旧号給等を受けていた期間
- 六 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員のうち旧号給等が附則別表第三に掲げる給料月額である職員 旧号給等を受けていた期間が十二月をこえる場合に限り、三月最高号給等職員のうち旧号給等が特定切替表に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に教育委員会が定めるものとする。
- 八 最高号給等職員のうち旧号給等が特定切替表に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に教育委員会が定めるものとする。
- 九 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の給与規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、教育委員会の定める職員は改正後の給与規則の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定められた職員は、教育委員会が定めること（給与の内払）
- 十 改正前の給与規則の規定に基づいて、切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。
- （その他）
- 十一 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表第一

特定の号給の切替表

職務の 等級	旧号給	新号給	期	月	間	暫定給料月額 円
1等級	31	31	3	月	6	140,400
	32	32	6	月	9	143,100
	33	32				
	34	33	3	月	6	147,800
	35	34	6	月	9	149,800
2等級	29	29	3	月	6	102,900
	30	30	6	月	9	140,200
	31	30				
	32	31	3	月	6	107,200
	33	32	6	月	9	108,400

附則別表第二

最高号給等職員の切替表

職務の 等級	旧号給等	新号給等	期	月	間	暫定給料月額 円
1等級	36号給 円	34号給				
	135,900	35号給 円				
	137,900	157,600				
	139,900	160,200				
	141,900	162,800				
143,900	165,400					
2等級	34号給 円	32号給				
	97,200	33号給 円				
	98,400	113,000				
	99,600	114,500				
	100,800	116,000				
102,000	117,500					

附則別表第三

職務の等級	給料月額 円
1等級	143,900
2等級	102,000

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和48年10月30日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和48年11月20日 午後1時から	鳥取警察署 会議室	岩美、鳥取、那家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和48年11月27日 午後1時から	米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。）

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印鑑